

徳島県情報公開審査会答申第163号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成28年3月28日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「H26年～H27年 竹ヶ島海域公園に関する業務完了報告書」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年3月31日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「H26自 竹ヶ島海域公園 海・宍喰浦 自然再生調査業務 委託業務完了報告書」及び「H27環首 竹ヶ島海域公園 海・宍喰浦 自然再生業務（1）委託業務完了報告書」（以下「本件公文書」と総称する。）と特定し、条例第8条第2号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成28年5月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成28年6月23日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

県は、コンサルに委託契約した場合、業務完了報告書に費用の内訳を記載した積算表（以下「積算表」という。）及び領収書を添付するのは当たり前の行為でありながら、書類が無いのはおかしい。

なお、「領収書」とは、受託業者が県から委託された業務を遂行するに当たり支出した費用に対する領収書のことである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書等を要約すると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 委託契約の業務完了手続について

本件公文書に係る「H26自 竹ヶ島海域公園 海・宍喰浦 自然再生調査業務」及び「H27環首 竹ヶ島海域公園 海・宍喰浦 自然再生業務（1）」の各委託契約（以下「本件委託契約」と総称する。）は、発注者（実施機関）及び受注者が本件委託契約の契約書に基づき、設計図書（図面・仕様書等）に従い契約を履行することを約定したものであり、受注者が業務を完了したとき以降の手順は次のとおりとなっている。

- (1) 受注者は、業務を完了したときは、その旨を委託業務完了報告書により発注者に通知する。
- (2) 発注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を行い、その結果を業務完了承認書により受注者に通知する。

なお、設計図書である特記仕様書には、それぞれ次のとおり主な業務内容が記載されている。

ア 平成26自 竹ヶ島海域公園 海・宍喰浦 自然再生調査業務

- (ア) エダミドリイシの増殖実験及び観察（有性生殖）
- (イ) 移植サンゴの生育調査（無性生殖）
- (ウ) エダミドリイシの増殖手法検討（移植観察フィールド設計）
- (エ) 報告書作成
- (オ) 竹ヶ島海中公園自然再生協議会の協議等

イ H27環首 竹ヶ島海域公園 海・宍喰浦 自然再生調査業務（1）

- (ア) 設計協議
- (イ) エダミドリイシの移植観察フィールドの運用計画作成
- (ウ) 竹ヶ島海域公園自然再生協議会の開催
- (エ) 報告書作成

- (3) 受注者は、検査に合格したときは報告書を発注者に引き渡す。
- (4) 発注者は、受注者に業務委託料を支払う。

2 積算表及び領収書が添付されていない理由について

前記1のとおり、受注者は、業務の完了の際に、本件公文書により実施機関に通知しており、実施機関は、設計図書に記載された業務内容どおり実施されているかどうかを前記1(2)のア(エ)及びイ(エ)の報告書（以下「成果報告書」と総称する。）により検査し、設計図書どおり適正に実施されていることを確認したため委託業務の完了を承認したものである。本件公文書は、その内容として委託業務名、路線名等、委託

業務箇所，業務委託料，契約年月日，履行期間，完了年月日等を記載している文書それ自体であり，検査のため成果報告書を添付させるが，異議申立人が主張するような積算表及び領収書については添付を求めておらず，取得もしていない。

また，本件公文書については，法人の代表者の印影を法人に関する情報として条例第8条第2号の規定により非公開とした以外は，すべて公開している。

第5 審査会の判断

当審査会は，本件事案について審査した結果，次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書

本件公文書は，実施機関が〇〇（以下「受託業者」という。）に委託した本件委託契約に基づき，受託業者が実施機関に提出した平成〇年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付け委託業務完了報告書であり，実施機関の職員が職務上取得し，組織的に用いるものとして当該実施機関が保有すべき公文書である。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は，実施機関が行った本件処分に対して，本件公文書に積算表及び領収書が添付されていないのはおかしい旨を主張するため，以下検証する。

通常，県の発注する業務委託契約においては，受託業者が当該契約に従い委託業務を実施し，業務が完了すれば県に対し業務完了報告を行い，県は，当該契約の内容どおり業務を実施していることを確認すれば委託料を支払うものであって，受託業者に対し積算表やそれを裏付ける領収書の提出を求めないのが通例となっている。

当審査会で本件公文書を見分したところ，受注者の主たる事務所の所在地及び名称，委託業務名，路線名等，委託業務箇所，業務委託料，契約年月日，履行期間，完了年月日が記載され，引渡目録として「成果報告書 1部」「電子媒体（電子データ）2部」との記載が認められたが，異議申立人が主張するような積算表及び領収書はなく，また，本件委託契約の契約書中に積算表及び領収書の提出を求める規定も見当たらなかった。

したがって，実施機関は，本件委託契約に基づき適切に事務を行ったものであり，積算表及び領収書が本件公文書に添付されていないことに何ら不適切な点は認められず，実施機関の行った本件処分は妥当であると認められる。

3 結論

当審査会は，本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果，冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は，次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年 6月23日	諮問
7月26日	実施機関から理由説明書を受理
11月17日	審議（第140回審査会）
12月12日	審議（第141回審査会）
平成29年 2月16日	審議（第142回審査会）
3月28日	異議申立人からの口頭意見陳述 （第143回審査会）
5月18日	審議（第144回審査会）
7月 6日	審議（第145回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
上原 克之	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	会長職務代理者
大道 晋	弁護士	会長
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	
益田 歩美	弁護士	
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	